

公立大学法人京都市立芸術大学理事会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第13条第1項に規定する理事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 理事会は、役員(監事を除く。)をもって組織する。

(招集等)

第3条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員(理事長を除く。)の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。このうち監事の要求により理事会を招集するときは、前条の規定にかかわらず、当該理事会に監事を出席させるものとする。ただし、監事は議決に加わる権利は有しない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。ただし、構成員以外の者は議決に加わる権利は有しない。

4 理事長は、理事会を開催しようとするときは、あらかじめ、議題その他の必要な事項を理事会の構成員及び出席させる者に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第4条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠員のときは、構成員のうちあらかじめ理事長が指名する者が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

4 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

5 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議決事項)

第5条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第25条第1項に規定する中期目標について市長に述べる意見及び法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則その他の重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (7) 法人の組織及び運営並びに教育及び研究の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(秘密を守る義務)

第6条 役員及び監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、総務広報課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日理事長決定）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日理事長決定）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。